

報道関係者 各位

令和5年4月5日(水)

【照会先】

埼玉労働局労働基準部賃金室

室長 生木谷忠司

室長補佐 大村 玲子

(電話) 048-600-6205

## 埼玉県縫製業最低工賃が改正されます。

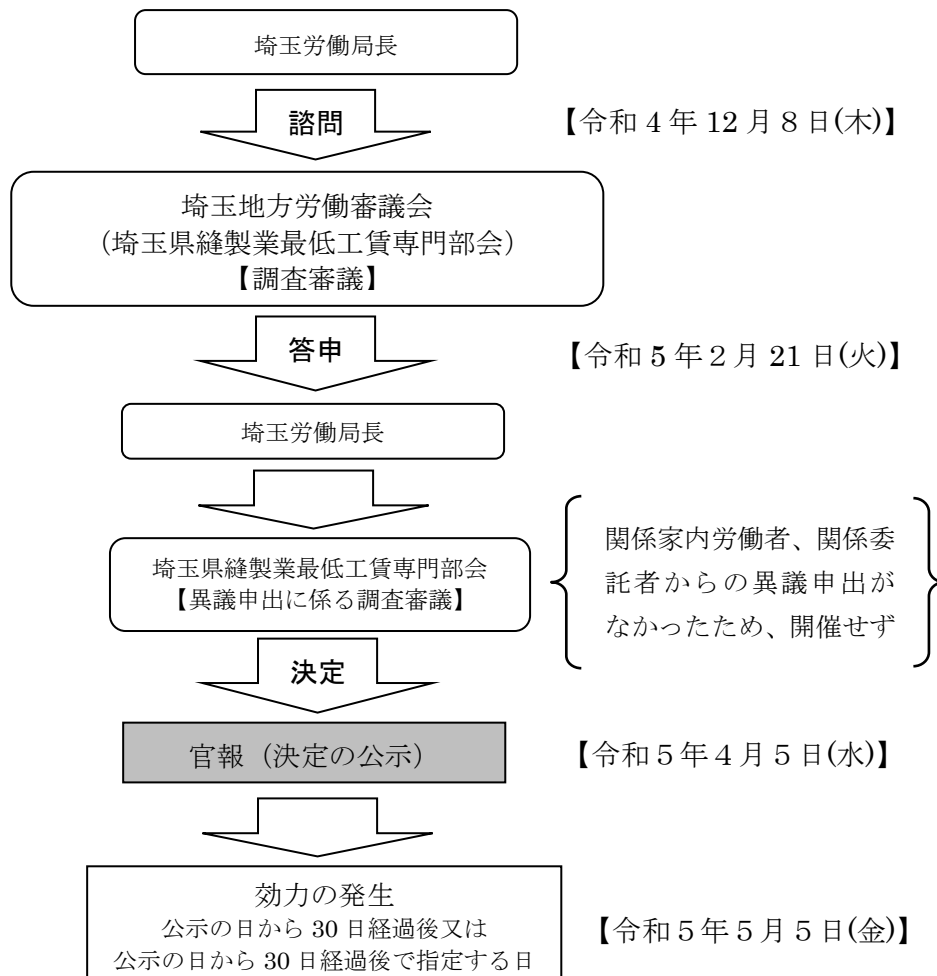
～すべての工程の最低工賃金額が14%アップ～

埼玉県縫製業最低工賃について、埼玉労働局長（久知良 俊二）は、埼玉県縫製業最低工賃専門部会（部会長 野本 夏生 弁護士）の調査審議を経て、埼玉地方労働審議会（会長 荒居 善雄 埼玉大学理工学研究科教授）からの本年2月21日付け答申のとおり改正決定し、本日、官報に公示しました。

この効力発生の日は、令和5年5月5日（金）になります。

なお、改正後の最低工賃金額は、別紙のとおりです。

### 最低工賃の改正手続の流れ



## 埼玉県縫製業最低工賃

| 工程                      | 規格                          | 改正金額                    | (現行金額)   |
|-------------------------|-----------------------------|-------------------------|----------|
| 身返し端千鳥掛け                | 千鳥の間隔が6ミリメートル以下のもの          | 1か所につき <b>17円</b>       | (14円50銭) |
| 身返し裏まつり                 | 針目の間隔が8ミリメートル以下のもの          | 10センチメートルにつき <b>16円</b> | (14円)    |
| 身返し星入れ                  | 針目の間隔が10ミリメートル以下のもの         | 10センチメートルにつき <b>16円</b> | (14円)    |
| そで付け裏まつり                | 針目の間隔が5ミリメートル以下のもの          | 10センチメートルにつき <b>20円</b> | (17円50銭) |
| そで口裏まつり                 | 針目の間隔が5ミリメートル以下のもの          | 10センチメートルにつき <b>19円</b> | (16円)    |
| ファスナー裏まつり               | 針目の間隔が5ミリメートル以下のもの          | 10センチメートルにつき <b>16円</b> | (14円)    |
| 襟付けまつり                  | 針目の間隔が5ミリメートル以下のもの          | 10センチメートルにつき <b>19円</b> | (16円50銭) |
| すそまつり                   | 針目の間隔が8ミリメートル以下のもの          | 10センチメートルにつき <b>13円</b> | (11円)    |
| ウエストまつり                 |                             | 10センチメートルにつき <b>12円</b> | (10円50銭) |
| スナップ付け                  | 2本糸で2度掛けを行うもの               | 1組につき <b>24円</b>        | (21円)    |
| カギホック付け                 | ウエスト用カギホックを付けるもの            | 1組につき <b>27円</b>        | (23円)    |
|                         | ウエスト用以外のカギホックを付けるもの         | 1組につき <b>24円</b>        | (21円)    |
| 根巻きボタン付け(2本)            | 2つ穴又は4つ穴のボタンで、かつ、カボタンを付けるもの | 1個につき <b>22円</b>        | (18円50銭) |
| 糸2回通して根巻き3<br>回以上のもの)   | 2つ穴のボタンを付けるもの               | 1個につき <b>15円</b>        | (12円50銭) |
|                         | 4つ穴のボタンを付けるもの               | 1個につき <b>16円</b>        | (13円50銭) |
| ボタン付け(根巻きボタ<br>ン付けを除く。) | 2つ穴又は4つ穴のボタンを付けるもの          | 1個につき <b>12円</b>        | (10円50銭) |
| すそかかし止め                 | 糸ループの長さが3センチメートルのもの         | 1か所につき <b>12円</b>       | (10円)    |
| ベルト用糸ループ付け              | 糸ループの長さが5センチメートル以下のもの       | 1か所につき <b>18円</b>       | (15円)    |
| 肩パット付け                  | ワンピース用の肩パットを付けるもの           | 1着分につき <b>36円</b>       | (31円)    |
| ベシツ×印しつけ                |                             | 1か所につき <b>11円</b>       | (9円)     |
| プリーツ×印しつけ               |                             | 1か所につき <b>10円</b>       | (8円)     |

(備考) 上記金額は、縫い糸代、ミシンの維持及び使用に要する経費並びに電力費を除くものとする。

- 適用する家内労働者 埼玉県の区域内で衣服縫製業に係るまとめの業務に従事する家内労働者
- 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 第1号の家内労働者に係る最低工賃額 上の表の左欄に掲げる工程及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、右欄に掲げる金額
- 効力発生の日 法定どおり(令和5年5月5日(金))